

「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（中間報告）」 の取りまとめについて

．取りまとめの方針

本年度内に総量削減基本方針の変更を行うことを念頭に、基本方針に定める目標の見直しについて、並びに主に局地汚染対策をより効果的に進める観点から、同方針に定める施策等の見直しについて、その具体的な考え方を取りまとめる。

前回の小委員会で整理された論点（資料 2 を参照）及び今回の小委員会の検討結果を踏まえて、中間報告のたたき台を作成し、事前に各委員の御意見をお聞きした上で、次回第 3 回小委員会（12 月 2 日開催予定）にて、中間報告のパブリックコメント案の審議を行う。

パブリックコメントの結果を踏まえて、第 4 回小委員会（来年 1 月開催予定）にて、中間報告の取りまとめを行う。

．中間報告骨子案

1．検討の背景

- ・今回の諮問に至る背景と「中間報告」の取り扱う範囲について記載。

2．大気汚染の状況

NO₂、SPM の大気環境基準達成状況

- ・平成 21 年度までの NO₂、SPM の常時監視結果に基づく大気環境基準の達成状況について記載。

大気環境状況の将来予測

- ・直近のシミュレーション（平成 21 年度環境省調査）に基づく、平成 32 年度までの将来予測結果について記載。

非達成局の個別の状況

- ・NO₂ 大気環境基準の非達成局について、その特徴、要因について記載。

線的・面的な汚染の状況

- ・シミュレーション結果を加味して、大気汚染の線、点及び面的な広がりについて記載。

3 . 総量削減基本方針の見直しのあり方

NO_x、PM対策の継続の必要性

- ・ 総量削減基本方針を変更し、対策を継続する必要性について記載。

総量削減基本方針に定める目標の見直し

1) 目標内容

- ・ 目標の定め方、目標達成の考え方について記載。

2) 目標期間

- ・ 目標期間の考え方と必要に応じ中間点検の考え方について記載。

総量削減基本方針に定める施策等の見直し

- ・ 主に局地汚染対策をより効果的に進める観点から、現行の基本方針に定める施策等について見直し、追加すべき内容について記載。

4 . その他

- ・ 今後の対策の実施にあたり特に留意すべき事項、中間報告の取りまとめ以降引き続き当小委員会にて継続して検討すべき事項など、総量削減基本方針の見直しに直接関係しない留意事項等を記載。